

＜厚生労働大臣の定める掲示事項＞

★3

当院は下記事項について厚生労働大臣の定める基準に適合しております。

■基本診療料の施設基準

- * 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- * 医療 DX 推進体制整備加算
- * 地域包括ケア病棟入院料 1
- * 診療録管理体制加算 2
- * 急性期看護補助体制加算 25 対 1 (看護補助者 5 割以上)、夜間看護体制加算、夜間急性期看護補助体制加算: 夜間 100 対 1、看護補助体制充実加算 3
- * 看護職員夜間配置加算 16 対 1
- * 医療安全対策加算 2
- * 感染対策向上加算 2 (連携強化加算、サーベイランス強化加算)
- * 患者サポート体制充実加算
- * 病棟薬剤業務実施加算 1
- * 入退院支援加算 1
- * せん妄ハイリスク患者ケア加算
- * 精神疾患診療体制加算
- * 機能強化加算
- * 一般病棟入院基本料 (10 対 1)
- * 救急医療管理加算
- * 医師事務作業補助体制加算 1
- * 栄養サポートチーム加算
- * 後発医薬品使用体制加算 1
- * データ提出加算 2・4
- * 認知症ケア加算 2
- * 協力対象施設入所者入院加算

■特掲診療料 の施設基準

- * 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- * 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算 1
- * ニコチン依存症管理料
- * 薬剤管理指導料
- * 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院
- * 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- * 検体検査管理加算 I・II
- * CT 撮影及び MRI 撮影
- * 脳血管疾患等リハビリテーション科 (II)
- * 呼吸器リハビリテーション料 (I)
- * 導入期加算 1
- * 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- * 食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術、(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術 (内視鏡によるもの)
- * 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- * 輸血管理料 II
- * 輸適正使用加算
- * 看護職員処遇改善評価料 31
- * 開放型病院共同指導料
- * 医療機器安全管理料 1
- * 画像診断管理加算 1, 2
- * 無菌製剤処理料
- * 運動器リハビリテーション料 (I)
- * 人工腎臓 1
- * 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- * 椎間板内酵素注入療法
- * 保険医療機関間の連携による病理診断
- * 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- * 入院ベースアップ評価料 34

■入院時食事療養等

- * 入院時食事療養 (I) ・入院時生活療養 (I)
管理栄養士によって管理された食事を、適時 (朝食は午前 8 時、昼食は正午、夕食午後 6 時以降) ・適温で提供しています。

■その他の届出

- * 酸素の購入単価にかかわる届出書